

農協改革について慎重な検討を求める意見書

本市における農地は、農作物を生産する場だけでなく、都市環境の向上、防災・減災機能、レクリエーションの場の提供など、さまざまな役割を果たしている。そして、農業協同組合は、市民への農産物の販売に加え、移動マルシェの開催による地産地消の推進、市民農園の開設支援、小学校での食農教育など、さまざまな事業を展開し、市民が農業に触れる機会を提供することにより、市民生活の向上に貢献している。

そもそも、我が国の農地は、食料その他の農作物の供給のみならず、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成など多面にわたる機能を有しており、大変重要な役割を果たしている。そして、農業協同組合は、農業技術の普及指導や新規就農者の育成・支援など、担い手不足が深刻化している農業の発展に寄与すると同時に、ガソリンスタンドやスーパーマーケットなどの生活サービスの提供も行っており、地域住民にとって必要不可欠な存在にもなっている。

このような中、政府は、平成26年の規制改革実施計画において、地域の農業協同組合が主役となり、それぞれの独自性を発揮して農業の成長産業化に全力投入できるよう農業協同組合を抜本的に見直すこととし、平成31年5月末までを農協改革集中推進期間に設定して、信用事業の譲渡や准組合員の利用規制などの農協改革を要請している。

しかし、農業協同組合法の趣旨である農業生産力の増進及び農業者の経済的社会的地位の向上を図り、地域農業及び地域経済を活性化していくためには、農業者を初めとした関係者の意見を尊重し、慎重に検討していく必要がある。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、今後の農協改革について、農業協同組合の組合員の判断に基づく自己改革の内容を尊重し、慎重な検討を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年3月15日

名 古 屋 市 会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
農林水産大臣
内閣府特命担当大臣
(規制改革)

宛(各通)